

役員報酬規定

特定非営利活動法人アクト川崎

(目的)

1. この規定は、特定非営利活動法人アクト川崎定款第4章第19条に基づき、役員報酬について、基本事項を定める。

(報酬)

2. 役員報酬は、〇円の支給とし、必要が生じた場合は、理事長がこれを定めることができる。

(費用弁償)

3. 役員が職務のため出張した時は、費用弁償として別に定める「特定非営利活動法人アクト川崎出張費支払基準」に則り、交通費として支給する。

(補則)

4. この規定に定めるもののほか、必要な事項は、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この規定は、2013年6月1日から施行する。